

昭和50年1月10日

広報つきがた



春季農耕用軽油

免税証の交付

農耕用動力耕うん機に使用する
軽油（灯油、重油、ガソリンは対象外）の免税証の交付申請受付及び免税証の交付を左記のとおり行ないますのでお知らせします。
なお申請にあたり、次の点に注意して下さい。

〔注意事項〕
一、同日申請交付の実施
機械證明書、耕作證明書の交付
免税証の交付を行ないます。
二、共同申請一括交付
各人が別々の機械を持ついても
代表者を定めれば免税証の共同申請ができます。従ってその代表者に共同申請をしてもらえば一人ですべて用が足りるわけです。
なおこの際全員が同一販売店から軽油を購入する場合は免税証を一括交付することもできます。

三、出張交付について
指定された日に出張交付を行ないますので、今までのように財務事務所へ行かれても即日交付が出来ない場合がありますので、必ず指定された日に申請手続をとるようにして下さい。

- ・印かん（共同申請の場合は各人の印かん）
- ・使用者証（各人別々の機械を持つていて共同申請をする場合は
- ・使用者証（各人の使用者証）
- ・使用者証（各人別々の機械を持つていて共同申請をする場合は各人の印かん）
- ・印かん（共同申請の場合は各人の印かん）

保育園の入園申込を受付けています

昭和50年度前期（4月より9月）の保育園入園申込を次により受付けております。

月 満月の申込期限

月 月三〇日まで

月 月三〇日まで